

第3章 心豊かな福祉社会の発展を担うひとづくり

第1節 地域福祉の意識の醸成

(1) 地域福祉の普及・啓発

〔現状と課題〕

- 少子高齢化の急速な進行に伴う人口減少の加速化、家族形態の多様化、価値観の変化等により、地域福祉の基盤となる地域コミュニティの機能である人と人とのつながりや、助け合い、支え合いが弱体化しています。
- 地域福祉を推進していくうえで、その基盤となるものは、県民が互いに思いやり、助け合う福祉の心を持つことです。
- 地域住民には「福祉は行政が行うもの」という意識が残っており、複雑・多様化する地域課題に的確に対応していくためには、自立した個人が主体的に関わり支え合う「住民主体」へと意識改革を進める必要があります。

〔主要施策〕

- (1) 県、市町村等による、地域福祉活動に関する説明会、出前講座の実施や啓発のためのセミナーの開催などにより、地域福祉活動は地域住民が主体となって担うという住民意識の普及・啓発を図ります。
- (2) 地域福祉活動や社会貢献活動に対する理解促進を図るため、ボランティア体験、世代間交流など、多様な体験・交流の機会を充実します。
また、小地域で活動しているリーダー等の意見交換や発表の場を設け、住民主体の意識を広げていきます。
- (3) 地域住民が福祉をより身近なものとして感じるができるよう、社会福祉施設における地域住民と施設利用者との交流活動や社会福祉協議会等が行う地域福祉活動など、地域との連携を図ることを促進します。

(2) 福祉教育の推進

〔現状と課題〕

- 少子高齢化が進み核家族が増え、価値観の多様化、女性の社会参加等による環境の変化に伴い、子供たちは家族や身近な地域社会の支え合いや助け合うことが少なくなり「福祉の心」が育ちにくい状況にあります。
- このような福祉の心を育むために、これからの社会を担っていく青少年に対して福祉教育を行うことは、極めて重要なことです。
- 小・中学校、高等学校を通じて、高齢者や障がい者に対する認識と理解を深めることや、他人を思いやりいたわる気持ちなど豊かな人間性を育む教育が一層重要となっています。
- 高等学校では、福祉関連業務に従事することを希望する者に社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得、社会福祉の理念と意義の理解、社会福祉の増進に寄与する態度と能力の育成を図ることが求められています。
- 児童生徒の福祉への理解を深めるため、学校活動を通じて福祉施設の体験学習や地域での福祉活動を推進する必要があります。

〔主要施策〕

- (1) 高齢者や障がい者に対する基礎的理解、介護・福祉などの課題に関する理解を深めるとともに、実際に高齢者や障がいのある人と交流し、ふれあう活動や介護・福祉に関するボランティア活動など体験を重視した学習を進めます。
- (2) 各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動を中心とする全教育活動を通じて、児童生徒の発達段階に応じた実践やボランティア体験活動を推進します。
- (3) 大分県社会福祉介護研修センター等において、体験学習を指導する教員等に対する研修を実施します。
- (4) 施設福祉や在宅福祉サービスを支える人材を育成するため、高等学校における「福祉科」や「福祉コース」を充実させるとともに、施設福祉や在宅福祉サービスを支える人材として、介護福祉士や訪問介護員などの資格取得を推進します。
- (5) 障がいや障がい者への理解を深め、お互いの立場や心情を思いやり、相互に助け合う精神を育むための、障がいのある子どもとない子どもが共に活動する交流教育の充実を図ります（特別支援学級と通常の学級、特別支援学校と小・中学校、高等学校や地域社会などとの交流）。
- (6) 児童生徒が保育所や幼稚園などで乳幼児とふれあう機会を設けるなど、子育ての意義や家庭を持つことの重要性を学ぶ機会を充実します。
- (7) ボランティア活動に積極的な学校の活動支援を行います。

第2節 社会福祉従事者の養成・確保

(1) 社会福祉従事者等の資質の向上

〔現状と課題〕

- 福祉サービス利用者の生活相談や身体介護などの業務に従事する社会福祉従事者には、個人のプライバシーに十分な配慮を行い、一人ひとりを大事にする人権感覚を身につけ、豊かな人間性を備えることが求められます。
- 介護保険制度や障害者自立支援制度などの福祉サービスの拡充に伴い、社会福祉に従事する者も大幅に増加しており、これら従事者の資質の向上が求められています。
- 社会福祉従事者の自己研修、研さんの意欲を高め、高度な専門的知識と技術の習得により日常の業務遂行能力の向上を図るとともに、福祉の心を涵養し、使命感にあふれた豊かな人間性を兼ね備えた「ひとづくり」を一層推進することが必要です。
- 介護保険制度や障害者自立支援制度の開始により、福祉サービスの質的变化が福祉サービスの経営環境に変化をもたらし、従来の福祉の専門性とは別の要素（リスク管理、サービス管理、経営管理等）を取り入れた多様な専門性が求められるようになっていきます。
- 地域での自立生活を支えることができる人材を育成する必要があります。
 - ① 地域生活を支援する人材
 - ・ 利用者（本人、家族）がよき福祉サービス利用者となるよう情報提供、判断支援を行う。
 - ・ 本人の意思表示、他者との意思疎通を支援する。
 - ・ 日常生活、日常的な財産管理、就労などについて支援する。
 - ② 地域開発・協働プロジェクト推進者
 - ・ 住民参加による活動・事業の開発・支援を行う。
 - ・ 地域の総合的な福祉計画立案プロセスを遂行管理する。計画づくり、まちづくりなど参加の仕組みづくり、学習活動を促進する。

〔主要施策〕

- (1) 人権や権利擁護に関する研修などを行い、サービス利用者の自己決定を尊重し権利を擁護する考え方の普及を図ります。
- (2) 在宅介護や子育てに関する相談に応じるなど、地域が必要とする人材としての

役割の発揮に向けた研修を行います。

- (3) 認知症高齢者の症状に応じて必要な福祉・保健・医療サービスを提供できるよう、福祉に加え、保健、医療の専門的知識と技術の向上を図るための研修を充実します。
- (4) 障がいの特性に応じた質の高いサービスの提供や人権に配慮した適切な支援を行うことができるよう、サービス従事者の資質向上に向けた研修を実施します。
- (5) 福祉の各分野で活躍する社会福祉従事者の資質の向上に努めます。
 - ア 社会福祉士や介護福祉士の養成、現任研修の充実に努めます。
 - イ 視覚障がい者等の外出の介助を行うガイドヘルパーを充実します。
 - ウ 介護支援専門員への指導・助言等を行うケアマネジメントリーダーを養成するとともに、介護支援専門員現任研修を実施します。
 - エ 訪問介護員（ホームヘルパー）の養成に努めるとともに、現任者に対する研修を実施します。
 - オ 認知症高齢者に対する介護サービスの向上を図るための実務者研修を充実するとともに、認知症に関する相談にあたる市町村関係者への技術援助等を強化します。
 - カ 認知症サポーターの育成の役割を担うキャラバンメイトの養成を推進します。
 - キ 障がい者のニーズにあった地域生活を実現するため、身近な地域で障がい者やその家族を総合的・継続的に支援する障がい者相談支援従事者を養成します。
 - ク 障がい児を受け入れる保育所や児童デイサービス事業所などの職員への研修や個別指導を通じて専門的な療育技術の向上を図ります。
 - ケ 母子自立支援員や身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神保健推進員等の支援に携わる関係者の資質の向上を図ります。
 - コ 日常生活自立支援事業の利用者に質の高いサービスを提供するため、関係職員等の研修を行い、資質の向上に努めます。

(2) 大分県福祉人材センターの機能強化

〔現状と課題〕

- 大分県福祉人材センターでは、社会福祉に関する啓発、研修、人材の登録、社会福祉事業従事希望者の就労あっ旋及び社会福祉事業経営者に対する人材確保に関する相談等を行っています。また、日田市には支所として日田市福祉人材バンクを設置しています。
- 毎年発生することが想定される新規求人を満たすためには、新規学卒者だけでなく、福祉従事者（経験者）の復職とともに、他分野からの転職者も含めた人材確保が求められています。
- 近年、①求職者は正規職員としての雇用を望んでいるが、求人側の雇用形態は非正規職員が圧倒的に多いこと、②ホームヘルパー資格を持つ求職者は多いにもかかわらず、訪問介護職に応募する求職者は少ないことなど、求人・求職のいわゆるミスマッチが生じています。

〔主要施策〕

- (1) 福祉の職場に就業を希望する人に対する求人情報を提供するとともに、「福祉のしごと・就職フェア」を開催するなど、福祉人材の確保に努めます。
- (2) インターネットによる求人・求職登録システムの利用促進を図り、職業紹介・あっ旋の一層の充実に努めます。
- (3) 「福祉人材セミナー」を開催し、福祉人材の育成を図ります。
- (4) 児童生徒や地域住民、ボランティア等を対象に、「青少年福祉講座」を開催するなど、県民の福祉に関する啓発を図ります。

(3) 大分県社会福祉介護研修センターの機能強化

〔現状と課題〕

- 要介護高齢者が増える中、県民一人ひとりが介護に関する認識や知識、技術を持つことが重要です。
大分県社会福祉介護研修センターは、広く一般県民を対象とした介護研修を実施し、在宅介護機能の強化と介護予防の普及に努めています。
- 時代の要請に応え得る有能な福祉人材の養成・確保に努めるとともに、豊富な施設機能を活用し、介護に関する知識と技術を提供し、県下各地での介護研修等への支援体制づくりを進めることが重要な課題となっています。
- 高齢者やその家族が社会や地域から孤立することのないよう、気軽に相談できる電話相談や住宅・福祉用具、法律、年金等の専門相談を一層充実する必要があります。

〔主要施策〕

- (1) 「県民総介護時代」の要請に応えるため、県民誰もが気軽に利用でき、介護に関する正しい知識や技術を学べるよう、研修内容の充実を図ります。
- (2) 「豊かな人間性」と高齢者や障がい者とその家族の心情を理解する「優しさ」、福祉専門職としての「高い倫理観」、「使命感」とともに、実践的な援助技術の向上と新しい福祉課題に的確に対応できる社会福祉従事者としての専門性を養います。
- (3) 高齢者の総合的な相談窓口である大分県高齢者総合相談センター（シルバー110番）の周知に努め、利用促進を図ります。
- (4) 福祉用具等の活用を促進します。
 - ア 福祉用具や介護用品の普及・啓発を図るため、展示、相談及び利用実習を充実します。
 - イ 使用しやすい福祉用具の研究開発を支援します。
 - ウ 使用者の状態に応じた自助具・福祉用具の相談に応じることができる場を設け、自助具・福祉用具の作成・修理等を行います。
- (5) 障がい等の状況に応じた適切な住宅改造などが行われるよう、知識の普及・啓発を行います。
- (6) 福祉用具や住宅改修に関する相談、苦情、要望を福祉用具製造業者等に還元し、製品やサービスの改善に役立てます。

第3節 地域福祉活動の担い手の育成・確保

(1) 地域福祉活動の中心的な役割を担う人材の育成・確保

〔現状と課題〕

- 地域福祉は、地域住民が課題を自ら発見し、解決する活動が積み重ねられていくことが重要であり、住民参加や住民との協働により展開される必要があります。
- 地域福祉活動の中心的な役割を担うのが、民生委員・児童委員及び主任児童委員、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動コーディネーターや福祉活動専門員などです。
- 地域福祉活動の核となる担い手の資質の向上に努め、その活動を支援する必要があります。

〔主要施策〕

- (1) 住民の様々な相談に応じ、必要な情報を提供したり適切なサービスにつなぐことができるように、民生委員・児童委員等の研修の充実、相談・援助活動への支援を行います。
- (2) 住民の福祉活動の促進や住民ニーズの把握、関係機関・団体との連絡・調整などに従事している地域福祉活動コーディネーター等の資質の向上を図ります。
- (3) 各市町村ごとに設置される「地域ケア会議」等への地域福祉活動コーディネーター等の参加促進を図ります。

(2) ボランティア・NPOの育成

[現状と課題]

- 増大・多様化する生活課題に適切に対応していくために、ボランティア、NPOが地域福祉の担い手として積極的に参加することが期待されています。
- 大分県ボランティア・市民活動センター等に登録されているボランティアは、45,673人、ボランティアグループは1,157団体(平成21年4月1日現在)です。
- しかしながら、県民の関心の高さに比べて、参加者の割合は大きくありません。参加者も主婦や学生、定年退職者が中心で、まだ十分に広がっているとはいえない状況であり、既にあるところでも、活動者自身が高齢化し後継者が不足しているところもあります。
- ボランティア活動について県民を啓発し、活動につなげ、継続させるとともに、県民が活動に共感を持ち、皆で支えていくという機運を盛り上げていく必要があります。
- 近年、NPO法人(特定非営利法人)の活動が活発になり、地域の助け合い活動などに取り組む事例が徐々に増えてきています。
大分県のNPO法人数は412(平成21年3月末現在)で、人口当たりで九州第1位となっています。
- ボランティア・NPOの活動に必要な知識と技術の向上を図るとともに、NPO単独では解決が困難な課題については、団体相互に連携・協働しながら取り組んでいくことが重要です。

〔主要施策〕

- (1) 市町村ボランティアセンター等が行う相談・情報提供や登録・あつ旋の事業、ボランティア講座の開催、体験研修の実施について、大分県ボランティア・市民活動センターと連携して支援します。
- (2) 専門的知識と技術を有するボランティアの育成を図ります。
 - ア コミュニケーション支援を必要とする視覚障がい者に対する点訳奉仕員、朗読奉仕員及び聴覚障がい者に対する手話通訳者、要約筆記奉仕員の養成を推進します。
 - イ パソコン要約筆記奉仕員や盲ろう通訳介助員を養成し、派遣体制の充実を推進します。
 - ウ 障がい者の情報活用能力の向上のため、障がい者のパソコン利用について支援を行う「パソコンボランティア」の養成や派遣体制の充実を図ります。
 - エ 障がい者スポーツ・レクリエーション活動を指導・支援するため、スポーツ指導員やボランティアの養成と充実強化を図ります。
 - オ 子育て中の不安を抱える親を支援するための人材を「子育てコーチ」として養成します。
 - カ 地域精神保健福祉体制を整備するため、保健所や市町村が実施するボランティアの養成に対して技術的援助を行います。
- (3) ボランティア・NPOが相互に連携・協働して地域課題の解決に取り組む体制づくりを支援します。
- (4) 団塊の世代が経験や能力を地域活動に生かせるようボランティア活動への参加を推進するとともに、次代を担う学生のボランティア活動の参加を通じて、地域福祉活動に関心を持つようにします。
- (5) 行政とボランティア・NPOが協働するための協議の場を設けるとともに、関係機関・団体の連絡調整を行うNPOコーディネーターによる支援を行います。

(3) 大分県ボランティア・市民活動センターの機能強化

[現状と課題]

- 大分県ボランティア・市民活動センターは、市町村ボランティアセンター等と連携して、ボランティア活動について啓発・普及を図っています。

- ボランティア活動の中核となるボランティアリーダーやボランティアコーディネーターの養成、ボランティア・NPOの活動に関する情報提供、ボランティアの組織化などへの支援を一層充実する必要があります。

- 地域住民やボランティア・NPOと行政は、お互いに地域福祉を支えるパートナーです。
県の公民協働を推進する拠点として、大分県ボランティア・市民活動センターの機能を強化していく必要があります。

[主要施策]

- (1) ボランティア・NPOとその活動に参加したい人や支援を求める人との双方向情報提供体制（おおいたNPO情報バンク）を充実します。

- (2) 県民のボランティア活動への参加を促進するため、県民に対する広報・啓発活動を推進します。

- (3) 地域のボランティア活動者等を対象に研修を行い、ボランティアコーディネーターとなる人材を養成します。

- (4) ボランティア活動の経験の有無や年齢、技術、活動内容など、それぞれの状況に応じた各種の研修を実施します。

- (5) ボランティア活動に必要な知識と技術、団体の結成や運営の方法等の学習を進め、地域の実情に応じた実践的なボランティアを養成します。

- (6) 災害が発生した場合におけるボランティア活動推進体制を整備します。